

# 令和2年美郷町議会議事録

## 第2回 定例会 (第2号)

招集年月日	令和2年 6月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和2年 6月 5日 午前 9時30分				
		議長 佐竹一夫				
	散会	令和2年 6月 5日 午前10時56分				
		議長 佐竹一夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (11)	佐竹一夫	○	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	箕根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	9番	安田勝司	10番	簗根正一
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	旭林修範	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 令和2年美郷町議会第2回定例会議事日程

## (第2号)

令和2年6月5日(金) 午前9時30分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	<p>議案質疑</p> <p><b>【条例案】</b></p> <p>議案第49号 美郷町小集落改良住宅条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第50号 美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第51号 美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第52号 美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第53号 美郷町潮温泉施設条例の制定について</p> <p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第54号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第6号)</p> <p>議案第55号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第56号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第57号 令和2年度君谷診療所特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第58号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)</p>

	<p>議案第59号 令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第60号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第61号 専決処分の承認を求めることについて</p> <p>議案第62号 専決処分の承認を求めることについて</p> <p>議案第63号 財産の取得について</p>
3	議案の委員会付託

●佐竹議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名でありますので、定数を満たしております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番・安田議員、10番・旗根議員を指名いたします。

日程第2、議案質疑を行います。

これより議案第49号から議案第53号までの条例案について順次質疑を行います。

初めに、議案第49号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

住宅関係の条例ですけど、これ見ますと、小集落改良住宅条例から5つ目の若者定住住宅まで、5つの条例の敷金とか、或いは、修繕費用の改正のことですけれども、第4条関係です、借上型町営住宅というのがあります。条例見ますと、グランヴァレであるとか、或いは、ミコですね、の条例でありますけれども、これ10年で一応管理契約になっております。若者住宅あたりは、20年で手が切れるということですが、これについては、10年で一応管理契約が切れるという中で、ミコについては、最近建てられました。グランヴァレについてはですね、もう既に10年以上経っておりまして、10年目で管理規約の継続をされたわけですが、近々21年目を迎えるやに思います。それまで町はですね、その入居者の募集、或いは、家賃の徴収、資金管理等々をやってこられたわけですが、こういった施策もですね、もう20年を一区切りにしてですね、次の継続をちょっと考えられた方がいんじゃないかと思っておりますが、そのあたりの検討をなされておられますでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

ただいまの質問、借上型の住宅ということで、グランヴァレとミコの住宅がございます。グランヴァレにつきましては、平成12年から、こちらの方を借上期間となっております。10年過ぎて2回5年間の延長をしております。本来ですと、今年の3月いっぱいということで切れるわけですが、再度、延長という申し込みがございました。それに對しまして、20年を経過いたしておりますので、1年間ほど延長させていただくと。その間、準備等行っていただきまして、持ち主さんの方に返すと。再延長はしませんということで、

この1年で準備をしていただくようお願いして、1年間だけの延長という形で、今進んで取り組んでおります。ミコにつきましては、平成27年から借上ということをごさいます、令和7年までが借上期間となっている状況でございます。

以上でございます。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

了解しました。今年度ですね、民間賃貸住宅建設支援事業なるもの5000万計上されております。単身者向けの住宅ということでありまして、これも10年間の継続、10年間でその内に継続契約ということになろうかと思えますけど、グランヴァレの例が出てきました契約の折にはですね、最長でも20年ですよというようなことをですね、建設者の方としっかり打ち合わせをして、建設の方お願いしたいと思えます。

●佐竹議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

ただ今の藤原議員のご指摘と申しますか、お尋ねの件でございます。今年度、新規の事業といたしまして、民間賃貸住宅建設支援事業、こちらの方を予定をしておるところでございます。こちらの事業内容といたしましては、県費を財源といたしまして、特に、次なる定住施策の進化という部分で、単身者の方を対象、ターゲットを特に絞らせていただきまして、民間の方のこの賃貸住宅の建設を町としても財源的に側面的な支援をしていくという事業の内容でございます。こちらにつきましては、当初、町の方の計画では先ほどございましたように、町の借上型の町営住宅として、また新たな位置づけということを予定しておるところでございます。まずは、当面10年間、町の方でいって、入居者等の調整、管理をしっかりとしてまいるそういう考えでございます。

以上です。

●佐竹議長

他に質疑がありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、49号に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第50号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようでありますので、議案第50号の質疑を終わります。

続きまして、議案第51号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第51号の質疑を終わります。

続きまして、議案第52号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

水道事業のことです。1年間の延長ということでありまして、先般議会としてですね、要望を取りまとめをして、町の方へ22日に提出させていただきました。その中には、こういったこと、或いは、継続給付金の嵩上げとか色々盛り込んであったわけでありまして、取り上げていただきまして、大変ありがたく思っております。このことについてはですね、先般の定例会会派の質問として私がですね、具体的で分かりやすい説明と町民の理解をどうされますかということ町長に問いました。その時にですね、地域単位で、住民説明会で、丁寧に伝えていくということ申されました。それを受けてですね、1年間延長になりました。この考えはどのように、どのような考えで、今後いかれるか、再度お聞きしたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今の藤原議員のご質問でございます。議会の総意としての要望書をいただきました。その中で、水道料金につきましての延長、延長というか、1年程度の先延ばしということで、私も大変重く受けとめまして、議会のご意見、また町民の皆様のご意見、そして今の新型コロナウイルスの影響による町民の皆さまの負担の軽減というような観点から、今回こういうふうな議案をあげさせていただきました。前回の議会で、丁寧に地域単位で、自治会等々連携しながら説明会を行ってまいりたいというふうに申し上げました。これは、考えとしては変わっておりません。当面のところは、やはり新型コロナウイルスでの対応で、中々大人数で集まるというような機会が中々難しいところがありますので、どういうふうにやっていくかというところは、現実に即した形で行ってまいりたいと思っておりますけれども、何れにしましても、住民の皆様のご理解というところが一番重要な部分だと思っておりますので、今後、引き続き、しっかり努めてまいりたいというふうに思っております。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

はい、了解しました。それで、この説明資料としてですね、財政収支の見通しということで、そういった表をいただきました。この度ですね、これが通ればその見通しも変わって

るわけでありまして、速やかにですね、その見通しを、改定したものをですね、我々に配っていただきたい。それを受けて、我々住民さんから説明を求められた時に、それに基づいて説明をいたしますので、速やかにその表の提出をお願いしたいと思いますけど。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

この財政収支の見通しということでございます。できる限り早いうちに提出の方はさしいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第52号の質疑を終わります。

続きまして、議案の53号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●日高議員

53号が新たに条例として制定をされるわけでございます。私どもとすれば、永らく町民といたしましても、永らく親しんだ潮温泉大和荘設置条例というのがございました。で、今回新たに制定された理由ですね、一部改正ではなくてですね、そういったところのちょっと説明をいただきたいと思えます。帰られる方も、大和荘、大和荘と慣れ親しんだ経緯もございいます。そういった意味でやはり丁寧な説明があるんじゃないかなと思うんですが、その辺ひとつよろしく願います。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

日高議員ご質問の潮温泉大和荘設置条例廃止という形で、今回、提案させていただきました。潮温泉施設条例という形でのご提案をさせていただいております。今回、町の方が今かかえておりますワイナリー・リゾート・タウン構想というものに基づきまして、今回、町民の雇用と、それから健康増進や福祉の向上、町内外の交流促進、地域の活性化を図る拠点として、設置を行うということで、新たな条例の方に設置の目的の方を掲載させていただいております。そういった中で、今のワイナリー・リゾート・タウン構想ですね、こちらの方、進めるにあたって、美郷町として、新たな拠点となる施設という形での考えを持っておりましたので、今回、新たな潮温泉施設という形での条例制定をさせていただいております。町民の皆さんからですね、確かに、大和荘という形で、愛称として、親しんでいただいております。



ということはよく承知はしております。ですので、町民の皆様からですね、大和荘というふうに呼んでいただいても、それは構わないというふうに考えております。町民の皆様からですね、町民の皆様が喜んで、ご利用いただけるような施設となるようにですね、指定管理候補者とともにですね、今後また努力をしてまいりたいというふうに考えております。

●佐竹議長

10番。

●簀根議員

関連でございますけど、今まで、先ほどの議員の質問のあったとおり、町民の皆様、また、全国各地から慣れ親しんだ大和荘という名前、これが無くなるということは、大変さみしく思うところでございます。また、海潮温泉、出雲にもございますけれど、海潮温泉、これは、海潮温泉海潮荘とつけられておりますし、また大東にもございます。これは桂荘ですか。というように、リピーターの方なり、また色々これまで利用されていた大和荘に泊まりたいと思う時に潮温泉で検索すると、どこの潮温泉か分からない。この潮温泉施設は、これは先ほど言われるように、町民の施設として、健康増進とか色々のことをひっくるめての施設という意味ではございますけれども、と聞いたんですけど、その施設の後に大和荘という湯を売り物にしている。これまでしてきた大和荘でございますので、潮温泉施設大和荘というふうなネーミングにして、いただければいいのではないかなと。また、令和元年に地域のこの町をみんなで考える会という会にちょっと出席させていただいた時にも、住民の皆様から今度できるネーミングは大和荘をお願いしたいという話を前に伺っておりました。この度、どういう名前にされるのかなと思っていたところ、施設だけでは、これはさみしいのではないかと、私は考えております。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

日高議員、簀根議員ご意見いただきまして、ありがとうございます。特に、旧大和村時代から大変親しまれた施設であるということは重々承知しておりますし、私も新しい施設の運営方針として第1に掲げてるのが、町民のための施設、町民が健康増進等のためにしっかり活用していただける施設というところを掲げさせていただいておりますので、そういう意味では、名前のところは変更になるんですけども、町民ありきの施設というところは、何ら変わるところはございません。それで今回、条例を新しく作り直したのはですね、1つは、大和荘という建物そのものの条例というよりも、近隣にありますバカンスハウス、またその途中にあります溪流公園ですね、こういうところも含めた地域を少し広範囲に建物だけに限定するのではなくて、潮地域の地域一帯をもう少し魅力化を図り、そういう意味では総称として潮温泉施設ということで、大和荘に特定しない方がいいのではないかなというふうな考えが1つございます。もっと言えば、今後、ゴールドエンユートピアあるいはカヌーの里というようなところも一体運営をしていただけるように、今、水面下でさまざまな条件等を詰

めているところがございますけども、そういう意味では、単に一つ一つ建物の条例というよりも、もう少し広い範囲で定めておいた方が、反って相乗効果が生まれるのではないかと、こういうふうなところが考え方としてはございます。それともう1つは、今回、建物の名前をネーミングライツを使いまして、今指定管理の候補者である石見ワイナリーさんは、石見ワイナリーというふうな名前を入れたホテルの名称にしたいというふうな申し出がございます。こちらに関しましては、無料ではなくて、ネーミングライツ料として、毎年いただくように、今、金額等も交渉してるところでございます。こういう、この金額もですね、将来の様々な補修ですとか、メンテナンス用に積み立てておく予定でございますので、そういう意味では名前を使っていただく代わりに、将来発生するであろうコストをいただいて、それを積み立てるといような側面もございますので、条例としましては、大和荘という名前は、一旦、外さしていただいて、もう少し大きい総称の名前の条例に代えさせていただいていると。こういうふうな背景がございますので、何とぞご理解いただければというふうに思います。

●佐竹議長

5番。

●福島議員

日高委員、篠根議員のおっしゃるとおり、私は、そのように全くさっき発言されました議員の考えと全く同じでありまして、とても大和荘という言葉抜きには、ちょっとなかなか考えられないと思っております。ずっと何人か聞いてみたんですが、聞いて回って見たんですが、大和荘がなくなる、その言葉がなくなるというのは考えられないという方々が非常に多かったです。その一体型になるんじゃないかという話もしてみたんですが、それはそれ、大和荘は大和荘じゃないのかと。一体構想の中でそれを考えることであって、大和荘という言葉がなくなるのはとても耐えがたい。という言葉でございました。そういう意見が多かったと思います。それから、先ほど町長のご回答の中で、ネーミングライツですか。使用料をもらうということでございますが、構想でございますが、そのネーミングの使用料について、どこか条例とかいうものは、美郷町の条例にございますか、お伺いいたします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

福島議員ご質問の今のネーミングライツの使用料の関係の条例ということでございますが、現在のところでは、整備はされておられませんので、今後、整備をしていきたいというふうに考えております。

●佐竹議長

5番。

●福島議員

整理がされてない中で、そういう構想がでて、先に条例が改正されるというのはいかがな

もんでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

現在、交渉中でございますので、それがまとも次第ですね、協議が整ったところで、また提案の方をさしていただきたいというふうに考えております。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

大和荘の名前に親しみがあるということは、重々承知しております。先ほど申し上げたとおりでございます。ですので、通称として大和荘というふうに読んでいただくのを禁止するつもりは全くございませんので、「大和荘に行こうや」というふうに町民の皆さんがお声掛けいただいて活用いただく分には問題は全然ないのではないかなというふうには思っております。ただ、先ほど申し上げましたような事情がございますので、条例の正式な名称としては潮温泉施設条例というような形で、条例を定めさせて頂ければということでございますので、ご理解賜ればと思います。

●佐竹議長

1番。

●日高議員

違う思いを質問の中で思うとるわけですが、結局、大和荘を建てた時には指定管理制度がない時代でして、ですからネーミングとしてできたんだろうというふうに公募を持ちながらですね、何々温泉とかいう設置条例ということになって、できたんだと思うんです。ただ今回、この数年前から指定管理制度ができて、そうすると、指定管理者が、例えば、今回の条例でいいますと5年、いわゆる社会事情によって5年で辞められるかもしれないし、また新たな方が入るかもしれません。そういった意味で、ちょっとお聞きしたかったのがですね、この潮温泉条例ですね、こういったふうにして、後の下のネーミングについては、指定管理者に定めてもらうようなことを考えておられるんかどうかいのを、それとも公募型にされるんかと。それはまた、指定管理者が正式になれば分かるんだろうと思うんですが、そういった考えでおられるんかどうかいのを聞いたかったんです。それともう1つ、やはり先ほど言いましたように、慣れ親しんだ大和荘をぽっといきなり変えるというのはですね、なかなか町民の皆さんの理解も難しい。そういった意味でのやっぱり説明、例えば、この建設に関しましては、潮地区連合自治会長を中心にしたですね、委員会というものもあったと思うんです。そういったところの説明とかですね、そういったところもしてですね。理解を得られた中で、こういった訳で、こういうふうにしたというふうなですね、説明も必要じゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

●佐竹議長

町長。

●嘉戸町長

まず、指定管理者につきましては、5年ということ、今回、定めさせていただいております。今回の指定管理の候補者は、10年でもやらせてもらえないかということではあったんですけども、5年の方が区切りがいいだろうということで、5年経って、特段のお互いの申し出がない限りは、原則としては、また5年というふうなものを前提として考えております。その中で、じゃあ5年後、全く違う指定管理者が入ってきた時に名前がどうなるのかということにつきましてはですね、今予定している指定管理者は、自分のところの名称をつけさせていただきたいと。その代わりネーミングライツとして、使用料を納めさせたいと。こういうふうな申し出がありましたので、それを総合的に判断しますと、石見ワイナリーは、三瓶山の東の原に石見ワイナリーの施設をお持ちでございます。今後、ゴールデンユートピア或いはカヌーの里というふうなところも一体的な運営をされたい。或いは石見ワイナリーのワインそのものも、ここからだんだん知名度も上がっていくということでは、相乗効果があるだろうということで、ネーミングライツを使っていた方がよろしいのではないかなというふうな、総合的な判断をさせていただきました。仮にの話は今するのともうかと思うんですけども、仮に他の指定管理者に変わった場合には、また一からの話し合いになるんだと思います。ネーミングライツ等を必要とされない、希望されないような指定管理者であればそうすると町が決めるということになりますので、そうなりますと、町がこの名前がいいとするか、あるいは町民の皆様に募るか、そういうふうなことも、場合によってはあり得るかもしれませんが、それは、その時の状況によって決めたいというふうに思っております。それといきなり変えるというふうなお話ございましたけども、この新しい大和荘につきましては、今年の夏以降ですね、議員の皆様にも全員協議会で何回かお話をさせていただいて、ネーミングライツのお話もしっかりお話をさせていただいたというふうに思っております。ですので、今回はそれを受けて今回の条例案の提出ということになっております。何とぞご理解をお願いいたします。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

●佐竹議長

5番。

●福島議員

11条、17条の関係で、利用料金のことでございます。その客室、リラクゼーション、会議スペース、入浴施設とそれぞれの施設が詳しく書いてありますけども、これは前回の去年の全協の説明から、部屋割り等は変わっていないでしょうか、同じでしょうか。まず第1点。それから、客室の一番高いところで10万円ということになっとるんですが、自分の資料が古かったのか分かりませんが、3階のHタイプというところで、5万5000円の資料

が出ておったように覚えております。10万円をどういう組み立てなのかなと思います。それからリラクゼーション室というのは、マッサージ機にかかったりとか休んだりするような部屋なのかな、ゆっくりする部屋なのかなと思うんですが、これは、入浴施設、入浴料プラスのお金だろうと思いますし、入浴施設の1000円というのは、入浴料と休憩室が含まれた金額なのか。或いは、会議スペースの部屋ってどこにあったのかなと思うんですが、詳しく教えてください。

●佐竹議長

番外、企画推進課長

●石田企画推進課長

福島議員ご質問でございます。今の客室の方でございますけども、これは大きな変更というのはございません。今のもう1点が客室に応じての価格というところが、最初の方の事業計画という形のもので提出をされてたところの金額だろうと思うんですけども、こちらにつきまして、ここの条例の方で設定をさせていただいてるのは、この範囲内という形での設定ということでございます。こちらにつきましては、このお部屋タイプの最高10万なのかということではなくてですね、それ以下になる可能性もございます。それから、リラクゼーションスペースでございますけれども、こちらにつきましては、温泉、入浴をご利用いただいた方がご休憩をいただくスペースということでございますので、こちら、またそこを利用させていただく時の料金ということで、これは、入浴料とは別途という形になります。それから会議スペースでございますけども、こちらは、レストランが設置をされておりますけども、そのレストランの区画をですね、パーティーションで仕切るという形で、使用を可能としているという状況でございます。別途それは使えるという形でございます。その会議室につきましては、例えば、法事などされる場合の使用なども想定をしております。

●佐竹議長

他に質疑ありませんか。

●佐竹議長

1番。

●日高議員

ネーミングの部分、分かりました。そういった意味で、住民さんにも説明をしていかにやあいけんのんじゃないかというふうに思います。あと、料金の関係なんですけど、ずっと以前、前の町長時代に1億9000万ぐらいだろうというふうな積算根拠も示されました。そしてまた、新たに町長さんになられて、とても安いんで、そういったもんで、運営できんだろうというお話もお聞きしまして、ただ、正式な金額については、ちょっとお聞きしてなかったというふうに思うんです。そこでですね、やはり、これから指定管理者から経営計画、こういったもんが出てきて、料金が定まると思うんですが、その料金を審査する段階でですね、こういったところをベースにして審査をされるのか1つお願いしたいと思います。料金設定について。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

もちろん料金設定につきましては、その経営計画というものに基づいて出されるというふうに認識をしております。その中で、町民の皆様が以前ですね、ご利用いただいていた、そういうふうな金額というところは、やはり、一応の目安になってくるのかというふうに考えておりますけども、こちらにつきましては、やはり、その指定管理候補者とまた再度交渉というか、協議の方をさせていただきながら、決定させていただくというふうな形になろうかというふうに思っております。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず、料金設定につきましてはですね、さまざまなファクターがあるんじゃないかなというふうに思っております。といいますのも、前の建物はかなり老朽化しておりましたが、今回、新築で建てさせていただくということでは、かなり集客力が上がるのではないかとことと、指定管理を石見ワイナリーさんをお願いする前提で申し上げれば、三瓶山への入り込み客の取り込みも考えられますので、そう意味で競争力が高いものですから、ある程度の料金、今までの料金と比べれば、一般的に常識的に考えれば、高いお金でも喜んで来られるお客さんが増えるんじゃないかというふうには、まずは思っております。一方で今価格のこの料金表の設定というのは、かなり幅を持たしております。当然、その需給ですとかによって、或いは場合によっては、季節によって、料金設定もあるのかもしれませんが、そういうふうに、この範囲内でまるっきりお客さんが来ないような高い料金も、これも困りますし、逆に言えば、赤字を大幅に出すようなそういうふうな料金設定も難しいと思いますので、民間企業を指定管理者に選ぶということは、その辺のところは上手に、適正な価格というのを設定させていただくということに繋がるんじゃないかなというふうに思っております。一方で、町民の皆さま向けにはですね、町民価格の導入というのを考えておまして、一般的な料金設定以外にはですね、やり方としては、今詰めてるところなんですけども、町民であるということがわかるようなものを提示させていただくとかいうような方法で、町民料金ということでご利用いただくという方向で詰めておりますので、まだ今どういうふうな方法というところが、ご報告できる段階にありませんけども、然るべき時が来ましたら、ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

●佐竹議長

1 番。

●日高議員

設置条例の1つの目的でもあります住民の福祉という観点からもあります。そういった意味で、町民ですね。これについては、考えていただきたい。それと先ほど料金設定、これ

指定管理で民間が入るからということだと、そういったもので勘案しながらということですが、やはり民間で、例えば民間の業者が建った、事業者が建った事業であって、そうすると減価償却部分とそういったものを見てやるわけですが、その料金設定において、例えば、民間並みにした場合、いわゆる減価償却分、これは前も町長さん言われとったと思うんですが、使用料といたしますか、貸出料といたしますか、そういったもので、町で徴収されるような計画もあるんですか。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

すみません。減価償却のちょっと理解ができないものですから、もう一度ご説明いただけますか。減価償却がどういうふうに関連するのでしょうか。

●佐竹議長

1番。

●日高議員

例えば、民間の業者が建った施設を旅館、ホテルそういったものであればですね、ある程度のいわゆる経営計画を立てるときに、何に入って、そうしたもので料金を何ぼうにする。その積算については、いわゆる建物の減価償却部分も多分入れたもので、ある程度の設定をしてくるんだと思うんです。今、先ほど言われましたように、民間が入ってくるんだから、民間のいわゆる料金ですね、そうしたものになるんじゃないか、これはまだ決まった訳では、決まったり、そうした話し合いがなされとらんと思うんですが、そうしたことになる場合に、例えば、減価償却部分、こういったものもひっくるめた料金を設定をされた場合ですね、そういった時にはどうされるんかという。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ちょっと私も混乱しておりますけども、まずですね、建物そのものにつきましては、これは、町有の施設でございます。新しく建てる建物、また、バカンスハウスというところは、町有施設でございますので、将来的に修繕が大規模な修繕が必要なものこれにつきましては、町が費用を出して修繕していくということになるかと思えます。そういう意味では、ゴールデンユートピアですとか、カヌーの里ですとか、あるいは本庁舎とか、大和支所とか、そういう町有の施設は、全て同じような構造になってると思えます。一方でですね、毎年、こう掛かるような、例えば、ドアが少しめげたんで直しましょうと、数千円掛かりますと、こういうのは、指定管理料として、少額のものについては、払っている中から日々運営費として払ってくださいよと、こういうふうな費用負担の区分けをする予定でございまして、最後の契約書には、じゃあ金額が幾ら以上のものについては、というふうな大凡の目安のものも入れ込もうというふうに思っております。一方で、将来掛かってくる修繕費をどういうふ

うに捻出するかなんですけれども、1つは、やはり、長期的にある程度の積み立てのようなのは、やっていかなきゃいけないんだろうなどは思っております。正直申し上げまして、ゴールデンユートピアおおちについては、修繕費そのものを積み立てるわけではありませんので、ここが大きく壊れたんで、今年度は、1000万掛けて直そうとかいうのを毎年修繕項目として、挙げさせていただいておりますので、これだと将来的にどのようなコストが嵩んでくるのかというところが少し計画性が弱いように思っておりますので、本来、ゴールデンユートピアあたりも直していかなきゃいけないんですけれども、新しい建物につきましてはですね、1つが先ほどのネーミングライツ、これはわずかな金額です。一方で、指定管理料そのものは、払わないということにしておりますので、ただし、利益が上がった場合には、その利益額の一定割合を町に納めていただくということで、今、その条件につきまして、詰めているところでございます。町としましては、利益が上がって、還付していただいた金額につきましては、将来の大規模な修繕に備えて、これは、ネーミングライツもそうなんですけれども、積み立てておいて、将来の負担が大きくなるようにというふうなことは、考えていきたいと思っております。減価償却という概念につきましてはですね、将来、建物とかそういう資産が劣化するものを金額的にその価値を年々減らしていこうというふうな、帳簿上の概念でございますが、それに対応する形で、長期の修繕対応の費用というようなものを積み立てていこうかと、それが一方で、減価償却の考え方に通じるのではないかなと、一般的な財務諸表でいきますと、減価償却をやった場合に、例えば、1億の価値があるものが9000万に下がった場合には、当然、資産が下がるんですけれども、その分費用として、1000万というのが、帳簿上は、ツープイになるような形で作りますので、今、日高議員がおっしゃっているような減価償却の考え方というところは、そういうふうなメカニズムで、今後、考えていきたいなというふうに思っておりますが、答えになっておりますでしょうか。

●佐竹議長

1番。

●日高議員

公の施設ですんで、先ほど町長さんが言われましたように、いわゆる長期的な、いわゆる建て替えとか、そういった意味での積み立て、それは理解できるんです。ただ、今、お聞きしたのはですね、宿泊料金であるとか、そういったものに反映をされて、高く設定されては、そういったことはないでしょうかというのをお聞きしたかったわけです。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

建物の修繕や先ほど申し上げましたように、町の持ち物である以上は、町のコストでやらさせていただきます。ただ、先ほど言いましたように、小さな修繕ですね、運営の中で出てくるようなもの、これにつきましては、基本的には、指定管理を受ける側が自分ところのコストで、請け負ってもらおうということでございます。ですので、減価償却というか、その建物



の劣化とか、大規模な修繕に対する責任は、指定管理者は負いませんので、それが料金に反映されているというわけではありません。一方で、先ほど申し上げましたように、繰り返しになりますけども、料金が余りにも高過ぎれば、当然、利用するお客さんは少なくなりますし、いなくなります。で、かといって、料金がかかり安ければ、赤字になってしまいますので、適正なところで価格は決められるものと思っておるんですけども、そういう営業をやって、最終的に出た利益から一定割合を町に返していただきますので、そういう意味では、先ほど言いましたように、繰り返しになりますけども、将来の減価償却費っていうのは、将来の修繕に備える費用というふうに読みかえることもできますので、それは上がってくる利益の中からも一部積み立ての方に回せることができるんじゃないかなというふうに思っております。

●佐竹議長

5番。

●福島議員

附則第1項施工期日のことですが、2年12月1日ということでは定められております。で、これについてですけども、まず2点ほどお伺いしたいと思うんですが、指定管理者の正式決定はいつ頃をお考えでしょうか。また、今までも工期が、着手が色々諸事情により、着手が遅延してまいりましたが、今の工事の進捗率は、コロナの関係等々を考慮して、資材が入りにくいとかいうことも考えられると思うんですけど、素人の話なんですけど、進捗率はどのくらいで、工期は順調にいったのか、工期まで間に合うのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。福島議員質問でございます。まずもって、12月1日ということではございますけども、これは、指定管理者の指定ということではございますが、こちらにつきましては、今現在ですけども、協議が整えば、9月のところをお願いをしたいというふうに考えております。それから、今の工事の進捗状況でございますけども、進捗状況につきましては、今、1階部分の方の施工がですね、この方が進んでおまして、約5割程度というふうに聞いております。大きな遅れというところは、今現在のところではないというふうに確認をしております。

以上でございます。

●佐竹議長

他に、質疑はございませんか。

●佐竹議長

2番。

●中原議員

2番です。先ほどからこのネーミングの問題ですね、第2条の関係の議論が色々意見が出

ました。この目的、施設の設置の目的のところですね、町民の保養、健康増進のための施設ということと、町内外の交流を促進し、地域の活性化を図ると、この2つの目的が述べてありまして、これは、これでいいと思いますけども、その町長もおっしゃったように、町民のための施設だと、町民ありきの施設だということとですね、それから、この指定管理を受ける側ですね、受ける側の思いとですね、町民とのこの思いにやっぱり差が出てるんじゃないかなというふうに思うんですね。やっぱり、何かの時に出了と思うんですが、指定管理者としては、例えば、この潮温泉施設の名前をですね、ワイナリーホテル潮とかですね、そういう名前にしたいという思いがあるのかも分かりません。しかし、それは、町民の皆さんが馴染んだり、それから気軽に利用できるという名前から見ると、検討が必要じゃないかという点があるんだと思います。したがって、この2条のですね、名前をこれで固定しちゃおうということについてはですね、現時点で難しいんじゃないかというふうにと 생각합니다。それで、従って、この部分はですね、もう少し別な表現にしてですね、指定管理者も満足はいくと、しかし、地元の皆さんからもですね、愛される名称にするという点での、この工夫ができないのかという点について、ご意見として申し上げたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し誤解いただいていると思うんですけども、潮温泉施設の名称は、潮温泉施設ということにさせていただいておりますので、通称の名前というのをここで規定しているわけではありません。例えば、野球場でいえば、広島市民球場っていうのがありますが、正式な名称、要は、施設の名称は、広島市民球場でございます。それと同じものが温泉施設ということでございまして、ただ、通り名としてネーミングライツを使って、マツダズームズームスタジアムというふうに表記をされております。そのネーミングライツ料を広島市に広島カープから納めているというふうに聞いております。ただ一方で、色んな呼び名をされる方はあると思います。広島市民の中でも、市民球場とかですね。昔からのファンの方は、そういうふうなお名前と呼ばれる方もいらっしゃると思いますので、先ほどから何回も申し上げてますように、大和荘へ行こうというふうに、大和荘と言っていたいただいても、特段問題もありませんので、その住民の感情イコール名前というところではないと思いますし、今、申し上げたこの条例そのものの第2条に書いてあるのは、あくまでこの施設を何と呼ぶかという、公に何と呼ぶかということの規定でございますので、他の名称とは、また違った形で、頭の整理をしていただければなというふうに思います。

●佐竹議長

他にご意見ございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、条例案についての質疑を終わります。

次に、議案第54号から議案第60号までの予算案に入ります。

初めに54号についての質疑を許します。

質疑をされる方はページ数を示してからお願いします。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

8ページです。歳入の部で、目4教育費国庫補助金の中で、節として小学校費補助金、中学校費補助金。機器の整備あるいはネットワークということで、タブレットの導入というようなことを申されました。その時の会計課長の説明の中で、ギガスクール構想なる名前が出てきたわけでありますが、まず、ギガスクール構想とは、どういったものか説明をしていただきたいと思っております。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

藤原議員お尋ねのギガスクール構想について、ご説明させていただきます。ICTを活用しました教育の推進につきましては、かなり以前から、文部科学省の方で、今後の方向性として打ち出されたものでございます。また、今年度から実施されております新学習指導要領の中では、情報活用能力を、言語能力と同様に学習基盤となる資質能力というふうに位置づけをしております。幸い、本町におきましては、議会で皆様のご理解とご支援をいただきまして、一人1台のタブレット端末の配備、それから電子黒板、デジタル教科書と、全国でもトップクラスの環境整備を実現することができました。しかし、全国的には、ICT機器の導入が自治体任せというところもありまして、その取り組みには、市町村間で大変差が生じております。そうした現状から、昨年12月に文部科学省がギガスクール構想を打ち出しました。これは、5カ年をかけて、全国の小中学校に一人1台のタブレット整備すること、また、高速大容量に対応した校内LANを整備することなどを示しております。また、それに対応する補助金の制度も創設をされました。元々こうした流れがありました中で、今回、新型コロナウイルス感染症対策に伴う全国的な臨時休校ということが発生をいたしまして、教育の上でのICT活用が全国的に極めて低いという現状が浮き彫りになりました。文部科学省では、その5年間と言っておりました事業を前倒して、本年度1年間で実施するということを強く打ち出しました。元々このギガスクール構想に掲げられておりました一人1台のタブレット端末や校内LANの整備ということに加えまして、家庭でもつながる通信環境の整備、それから遠隔学習機能の強化、それから導入時のICT環境整備を行うギガスクールサポーターの配置支援といった新しいメニューもこれに加わりました。ギガスクール構想につきましては、こういったところの内容でございます。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

だいたいギガスクール構想聞かしていただきましたけど、20ページを開いていただきたいと思います。教育費、学校管理費、教育振興費の中で、新型コロナウイルス関連感染症関係の予算、上がっております。説明の中では、タブレット、小学校へのタブレットが157台、ルーターが35台でしたかね。それから中学校関係、21ページですね、これについては、タブレットが160台、ルーターが15台という説明であったやに思います。それで、中学校の方はですね、3学年あって、学校の先生、大和中、邑智中、それと生徒数の数とスペアの機器等々で160台理解できるんですけど、小学校ですね、これ邑智小もあれば大和小もあります。そういった中で、この150台ルーター35台というのは、非常に何か少ないように思いますけど、この辺のところのちょっと、私の認識が違う、ちょっとおかしいんでしょうか。説明をしていただきたいと思いますが。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

はい。今回、補正予算に計上させていただきましたのは、タブレット端末につきましては、平成27年度に導入をいたしましたタブレットの更新として計上いたしております。ですので、小学校4年生から中学校3年生までのタブレット244台と予備を含めました教師用73台が全ての数になってまいります。合わせて、それらに伴います移動用のバック、タッチペン、USBケーブルなども予算計上させていただいております。先ほどのモバイルルーターの件は、一応教育委員会の方で、調査をいたしましたところ、家庭内でのWIFIの環境がない家庭が48世帯ございました。それは、5月の時点の、5月の頭の時点での数字ですので、そこから更に導入されたご家庭もあるかもしれませんが、一応そういったご家庭用に50台のモバイルルーターを導入をして、必要に応じて貸し出すという対応を考えております。

以上です。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

はい。大体分かりました。それで、この構想の実現にはですね、その前に邑智小学校、今から2年前ですかね、時事通信社が文科省の講演のもとで、教育奨励賞というのを設けて、ICT教育で特別賞というのをもらわれたはずで、100万円の副賞まで付いたやに思いますけど、記者がですね、これは、ただ推薦でもらったわけでありませぬね、記者が直接もう学校に出向いて、審査の後の受賞だということで、大変誇りを持って、自信を持ってですね、県内のトップランナー、全国的でもトップランナーということで、自負をされ

ておると思いますけど、このギガスクールの実現にはですね、ソフト面あるいは指導体制ですね、ソフト面、デジタル教科書と言いましょ、そういったものも充実しないといけませんし、指導体制もしっかりしておらねばならない。幾らハード面が揃ってもですね、そういった面がしっかりしていないといかんわけでありまして、国内のトップランナーとして、今、整備の状況はどのようになっていますでしょうか。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

先ほど、藤原議員がおっしゃったとおりで、機械だけを揃えましても、それを上手に使っていくとすることができなければ、本当に高額の宝を持ったまま、本当に持ち腐れということになってしまいます。27年度からそのICTを活用した教育につきましては、各学校を挙げて取り組んでいただいております。その中でも、先ほどご紹介いただきましたように、邑智小学校は、時事通信社の賞をいただくというふうなこともございましたし、町内のどの学校もですね、ICTに関しては、担当の職員それから校長先生といったところで、ICT教育の推進会議を立ち上げて、町全体で取り組んでおります。その中でも、やはりうちで特徴的なのは、そういった機械整備だけではなく、ICT支援員を2名、町内に配置をしております。これらが、それぞれの学校のそういった機器の管理であったり、色々なアプリの設定であったり、それからこの度もオンライン授業の何回か学校の方でも、それからNHKの放送でも取り上げていただきましたけれども、ああいったICT関係の取り組みについて、さまざまな動きをしております。それが、ある意味、先生方への負担を少なくすることにつながっております。1つ心配なのは、その導入は、したけれども先生方が、ICT機器の管理に追われて、肝心の子供と向き合う時間がなくなったり、或いは、その授業を組み立てる時間すらなくなるというようなことになると、本末転倒になります。ですので、しっかり先生方には、子どもたちにとってよい授業をICT機器を十分に活用して、組み立てていただく。で、教育委員会、或いは、そういったICT支援員は、その環境をしっかりと整備をし、支えていくといったところの役割分担をしながら、学校の中では、先生方がICTを使った効果的な授業ということを研究をしていただいております。今年度、そのICT教育推進会議の方に企画推進課の情報施策担当も加わってもらうことになりまして、よりそういった意味では、この会議がパワーアップしたということになります。町を上げて、子どもたちの学びをしっかりと保障していく。そういった動きをしまいたいと思っております。

以上です。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

はい。了解しました。大変結構なことだと思いますけど、ちょっと金額的なことを確認し

たいんですけど、20ページの方の小学校関係の事業費が1382万7000円。それから21ページですね、中学校関係が1252万9000円。どちらも1300万近い金額です。合計2600万になろうかと思います。それで8ページの補助金を勘案しますと、これが1142万8000円ありますんで、残り1492万8000円、約1500万相当のものですね、これは、この8ページにある感染症対策地方創生臨時交付金、これをもって充てるという制度設計というふうに理解してよろしいわけでしょうか。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

藤原議員お話の小学校のタブレットの整備、ギガスクール構想のもの小中学校ですね、こちらの方は、この度は、新型コロナウイルス感染症対策の地方創成交付金、特定財源としては、結びつきをしておりますが、一度、一般財源に踏襲化して、その中の部分から、こちらに充てるというふうに考えています。

以上です。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

はい。了解しました。大変いい制度設計になつとるやに思いますけど、先月の27日にですね、この6365万ですか、これについてはですね、5月29日までに申請して、出さないよという、国からの通達だったやに思いますけど、その前ですね、5月に27日にですね、この時に1兆円の補正ですね、27日はですね、なんと驚くべくことに、2兆円という金額が、補正予算として閣議決定されました。非常に耳を疑うようなびっくりするような金額だったんですけど、これ終わった後ですね、その2兆円に基づく配分が必ずあると思うんですけど、その辺の配分時期、金額等、情報掴んでおられましたら教えていただきたいと思ひます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

先ほど藤原議員お話いただきましたこの新型コロナウイルス感染症の臨時交付金第2次という部分ですが、5月の27日に、実は、第2次補正予算の中で組み込まれて、閣議決定はなされております。で、今後、来週の8日から12日の間で、国会に提出される予定でして、会期末につきましては、6月の17日というふうに、今回、国会は、会期の設定をされておりますので、その間で、予算決定がされるというふうに理解しております。ただ、こちらの具体的な詳細につきましては、あくまでも予算が決定をしないとですね、所管であります内閣府の方から具体的な交付限度額というのは示されないとと思ひますんで、その辺は、2倍というふうに、直接、今の額が2倍になるかというところについてはですね、微妙なところ

です。実は、今回、第2次の分の補正につきましては、新たな生活様式、こちらに、特に、重きをおいた臨時交付金というふうに位置づけておられますので、その辺からすると、やっぱり、前回とは、変わった形での交付金の使用も実施計画の中に盛り込まれる必要があるのかなと思っておりますが、どちらにしてもですね、会期、6月17日の会期末までの決定からの国からの通達に準じて計画を進めてまいりたいと思います。

以上です。

●佐竹議長

6番。

●藤原議員

はい。だいたい状況を伺いましたけど、単純に考えるとですね、6365万の場合の1億2000万ということになるかと思えますけど、これは、人口とか、或いは、財政状態とか、コロナの被害とか、いろんな要素を加味してまた配分なると思うんですけど、私少なくとも1億円はくるんじゃないかと思うんですね。大変期待をしております。それで、先ほど教育課長タブレットをすべての更新がならなかったと言われましたけど、これを使ってですね、ぜひとも次回の臨時交付金でもってですね、そういったところをカバーしていただきたいと思います。それと生活様式を重点の配分といういうことを言われましたけど、町長がですね、執行部あるいは議会、住民、知恵を出しあってですね、これを乗り越えていこうということをおっしゃっております。広くですね、議会あるいは住民の方の意見を聞いていただいてですね、スピード感でなくて、スピードを持ってですね、取りまとめをしていただきたい。もうこのことを見越してですね、動いていただきたいと思えます。各自治体のですね、積極性であるとかあるいは知恵がですね、これで試されると思えますので、決意のほどをちよっとお聞かせいただきたいと思えますが。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

大変、示唆に富むご意見をありがとうございます。私も全く同じことを考えておまして、ただ閣議決定をされたというのが現在の段階ですので、ここからの正式な決定、それと配分額というところにつきましては、私も報道されている以上の情報を現在掴んでいるわけではありません。発表をしてあるコメントをつなぎ合わせますと、今回に関しては、第2次に関しては、感染者数ですね、こういうものを元にしての重点配分がなされそうな項目が1つ、もう1つが財政力を勘案してという、この2項目があったかと思えます。前者の項目について言えば、当然感染者がない町でございますし、島根県自体も少ないということでは、大都市中心に配分ではないかと思っておりますが、財政力の観点で言えば自主財源が10億ちよっぐらいの町でございますので、そこに藤原議員、今おっしゃったように、獲らぬ狸の皮算用ではありませんけども、1億数千万くるとですね、かなりな使い勝手のある金額でございますので、大変期待しておるところでございますし、それだけの金額が来るとなると、

本当に知恵を出し合って有意義なものに使わなければいけないのではないかなと思います。こういう臨時交付金が配分されるのは、色々ありますが、やはりリーマンショックの時以来の額になるのではないかなというふうに思っております。ただリーマンショックの時は、主にハード事業、これは経済、大きく落ち込んだ経済を立て直すという意味でのハード事業中心の配分だったかと思っております。今回は、コロナ対策としての側面がありますので、基本的にはソフトを中心の事業ということでは大きく使い道が変わってくるんだというふうに思っています。ただ、杓子定規にソフトってということだけに捉われてしまいますと、どうしても窮屈になりますので、先ほどの小学校、中学校の機器もソフト事業、ギガスクールとかのソフト事業と言いながら、購入してるのはハードのものを購入しておりますので、知恵を絞るところは、そういうところが必要なんじゃないかなというふうに思っております。それと、コロナ対策という側面でもですね、目の前に直面した例えば事業者の支援とか、あるいは高齢者の方の運動不足の対応とかってところが、第1次では来ますけども、今回第1次で示された様々な事例を見ますと、アフターコロナの時代に向けて、色んな布石を打つためのお金というような幅広いところまで提示がさせていただきますので、そういう意味では足元の対策に係わらず、将来にわたって美郷町のためになるようなそういうものも全課挙げてですね、知恵を絞って議員の皆様、町民の皆様からもぜひアイデアをいただいて、有効な活用ができるように頑張りたいというふうに思います。

●佐竹議長

2番。

●中原議員

2番です。2ページのところで、繰入金についてですね、これは前回、5月12日の補正の時1000万を財政調整基金から一般会計に繰り出しされてたと思うんですが、今回これを3200万ぐらい返すという形になるんですが、これは、6356万ですかね、これが降りてくる前に、町として色々やらなきゃいけない部分を基金を取り崩してやってた。で、それに対して6300幾らが入ってきたということで、その部分をこの形の上では、国からの臨時交付金ですね、これで支出をするということで、この3000万くらいを元に戻すというふうに理解していいんでしょうかね。それと合わせてお金に印がついてる訳じゃないですから、中々難しい面はあると思うんですが、国から紐がつかないで来る交付金がありますね、いわゆる臨時交付金。で、紐のついてるものもあると。しかし、さっきから議論になってる臨時交付金の方は、使い道は実際に任されてるということがありますので、その臨時交付金の部分をですね、町としては何に充てたのかということは、今は難しいかも分からないんですが、何らかの時点で、国からの臨時交付金はこのように使ったんだというのが、示せる時期が来るんでしょうか。来ないんでしょうか。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長



中原議員、お2つご質問があったかと思えます。まず最初の今回、財政調整基金繰り入れについて、3219万圧縮をしまして、3201万9000円ですね、圧縮しまして、要するに繰り入れの額を少なくした。これについてはですね、実際、紐付きというか、そういった形はあるのですが、今回の臨時交付金と合わせて、実際に令和元年度の事業の実績の確定というのが見えた。この時点で見えたということで、ある程度の減額、要するに繰入額を少なくさしていただきました。それぞれの補正5号、それから前段の4号につきましては、時点のところですね、どうしても時点の財源が、やっぱり財政調整基金を利用しないといけませんので、そこでは、こちらの方から随時、財源を充てさせていただいて実施をしたというところです。それからもう一つの今回の地方創生臨時交付金、これも前回のですね、リーマンショックの時の交付金も同じなんですけど、やはりどういったものに使ったかということの公表と、もう1つはちょっとまだ具体的には示されておきませんが、評価という形ですね、公表するように、要するに、実際に使った金額、名称それからそれに対して、どういった効用があったかというふうなところを一応出すようにとは聞いておりますが、様式としてはどんなものか、まだ見ておりませんので、いずれそういった機会、時期が来るかというふうに思っています。

以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

●佐竹議長

1番。

●日高議員

歳出の11ページをお願いします。11ページの企画費の事務業務委託料485万4000円。これドローンの配送、こういったものの委託と言われましたが、もう少し詳しくちょっと内容について話していただけないでしょうか。

●佐竹議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

日高議員のご質問でございます。こちらの方の事業費でございますけども、以前から掲げております空の駅構想ということで、町内にドローンによる物流の整備にしていこうということでございますけども、こちらについて、令和2年度環境省の所管ですね、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金という中に、過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業というものがございます。これに基づきまして行うということでございます。具体的には宅配事業者が、既存の物流現在、トラック等という輸送等になっておりますけども、それからドローン物流への転換を図るといった、それに必要となる計画の方を今年度確定していくということでございます。今年度ございますけども、関係機関との調整とかですね、飛行試験計画の策定、それから年度内にですね、試験飛行等を計画をしております。この結

果に基づきまして、次年度以降、物流の実証実験を行っていくというものを計画を策定するというものでございます。事業につきましては、町とそれから物流事業者との共同事業という形で行うことを予定しております。関係機関の調整であったり、それから飛行計画の策定、そういったところから、町の方も参加さしていただいて、地域の方への説明の方も実際行っていきたいというふうに考えております。また試験飛行であったり、実証実験といったものは、物流事業者が主体的に行うという内容になっております。

以上でございます。

●佐竹議長

1番。

●日高議員

分かりました。

●佐竹議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

1つを申し遅れました。事業費につきまして500万円ちょっと予定しておりますけども、基本的には10分の10という形の事業費でございます。

●佐竹議長

他に質疑がございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第54号の質疑を終わります。

続きまして第55号の質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第55号の質疑終わります。

続きまして議案第56号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第56号の質疑を終わります。

続きまして、議案第57号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第57号の質疑を終わります。

続きまして、議案第58号についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第58号の質疑を終わります。  
続きまして議案第59号についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので議案第59号の質疑を終わります。  
続きまして、議案第60号についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第60号の質疑を終わります。  
以上で、予算案についての質疑を終わります。  
次に、議案第61号から議案第63号までの一般事件案に入ります。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第61号の質疑を終わります。  
続きまして議案第62号についての質疑をします。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので議案第62号の質疑を終わります。  
続きまして議案第63号についての質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第63号の質疑を終わります。  
以上で議案質疑を終わります。  
日程第3、議案の委員会付託を議題といたします。  
お諮りします。

先ほど質疑を終えた議案第49号から63号までの15議案について、予めお手元に配

布してあります議案付託表のとおり各委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は9日火曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午前 10時 56分)